

# 日本先天異常学会会則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、日本先天異常学会 (The Japanese Teratology Society) と称する。  
第 2 条 本会は、事務所をアカデミック・スクエア (株) 内に置く。

## 第 2 章 目的と事業

- 第 3 条 本会は、先天異常についての研究の進展と、その知識の普及を図り、もって人類の福祉に寄与することを目的とする。  
第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) 学術集会の開催  
(2) 会誌の発行  
(3) 国際的学術交流  
(4) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会員及び会費

- 第 5 条 本会は、次の各号に掲げる会員で組織する。  
(1) 普通会員 本会の目的に賛同し、先天異常に関心を有する研究者で所定の手続を経た者。日本国内に在住する者を国内普通会員とし、日本国外に在住する者を国外普通会員とする。普通会員として入会を希望する者は、評議員の推薦により所定の申込書を本会事務所に提出する。入会は理事長の承認を得なければならない。  
(2) 学生会員 本会の目的に賛同し、先天異常に関心を有する学生で所定の手続を経た者。日本国内 (あるいは国外) に在住する大学院生および学部学生を学生会員とする。学生会員として入会を希望する者は、指導教員の認可を受けて、評議員の推薦により所定の申込書を本会事務所に提出する。入会は理事長の承認を得なければならない。なお、卒業または退学により、学籍がなくなった時点で、普通会員に切り替わる。また、社会人大学院生などは、この学生会員に該当しない。  
(3) 功勞会員 本学会に永年にわたり多大な貢献があった会員で、理事会の推薦を受け、評議員会及び総会の承認を得たもの。  
(4) 名誉会員 先天異常に関する優れた研究業績をあげ、かつ、本会に対し特に貢献があった会員で、理事会の推薦を受け、評議員会及び総会の承認を得たもの。  
(5) 賛助会員 本会の事業に協賛する個人又は団体で、所定の手続を経たもの。  
第 6 条 本会の会費は、別にこれを定める。  
2. 功勞会員及び名誉会員は、会費を納めることを要しない。  
第 7 条 会員には、会誌を配布する。但し、学生会員には配布しない。  
2. 普通会員、学生会員、功勞会員及び名誉会員は、本会の学術集会及び総会に出席して業績を発表し、又は発言することができる。  
第 8 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。  
(1) 退 会  
(2) 会費を 2 年滞納し、かつ、督促に応じないとき。  
(3) 死 亡  
(4) 除 名

- 第 9 条 本会を退会しようとする者は、その旨を本会に通知するものとする。ただし、当該年度の会費は納入しなければならない。
- 第 10 条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に反する行為をした会員は、評議員会の議を経て、理事長がこれを除名することができる。

#### 第 4 章 役 員

- 第 11 条 本会に、次の役員を置く。
- |              |       |
|--------------|-------|
| (1) 理事長      | 1 名   |
| (2) 副理事長     | 1 名   |
| (3) 会長及び次期会長 | 各 1 名 |
| (4) 理 事      | 若干名   |
| (5) 評議員      | 若干名   |
| (6) 監 事      | 2 名   |
- 第 12 条 次期会長は、理事会が国内普通会员のうちから候補者を推薦し、評議員会及び総会の承認を得て決定する。
- 第 13 条 理事長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 . 理事長に事故があるときは、年長の理事がその代理を行う。
- 第 14 条 理事は、別に定める内規に基づき評議員の互選により選出する。ただし、理事長が必要と認めた場合には、評議員会の承認を得て少数に限り指名追加することができる。
- 第 15 条 理事会は、理事長、会長、次期会長及び理事をもって組織し、本会の運営に関する事項を処理する。
- 2 . 理事長は、理事の互選により選出し、理事会の業務を処理する。
- 3 . 理事長は、会長、次期会長及び理事の任務を補佐する幹事若干名を理事会の承認を得て委嘱することができる。
- 第 16 条 評議員は、別に定める内規に基づき国内普通会员のうちから選出する。ただし、理事会が必要と認めた場合には、少数に限り指名追加することができる。
- 第 17 条 評議員会は、理事長、会長、次期会長、理事及び評議員をもって組織し、本会の運営に必要な事項を審議する。
- 第 18 条 監事は、評議員会が理事以外の国内普通会员のうちから候補者を推薦し、総会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 第 19 条 監事は、本会の会計を監査する。
- 第 20 条 役員の任期は、会長及び次期会長にあつては 1 年、理事長、理事、評議員並びに監事にあつては 3 年とし、再任を妨げない。ただし、理事長の指名による理事の任期は 1 年、理事会の指名による評議員の任期は選挙選出評議員の任期終了までとする。

#### 第 5 章 会 議

- 第 21 条 総会は、年 1 回会長が招集する。
- 第 22 条 評議員会は、年 1 回会長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は評議員の 4 分の 1 以上が会議に付すべき事項を示してその開催を要請したときは、会長は、速やかにこれを招集しなければならない。
- 第 23 条 会長は、前 2 条に定める会議の議長となる。
- 第 24 条 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

2. 理事の 3 分の 1 以上が書面をもって、又は評議員が議決をもってその開催を要請したときは、理事長は速やかにこれを招集しなければならない。
  3. 理事長は、理事会の議長となる。
- 第 25 条 事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算、会則の改正、役員的人事等は総会の承認を得なければならない。その他、総会では評議員会の審議・議決事項の報告を行う。
2. 総会及び評議員会の招集はその開催の少なくとも 10 日以前に議題を示して、書面または会報により会員に通知しなければならない。
- 第 26 条 総会は普通会员の 10 分の 1 以上、評議員会は評議員の 2 分の 1 以上、理事会は理事の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。総会、評議員会及び理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
2. 前もって通知された総会および評議員会の議題につき委任状を持って意志を表示した者は、当該議題について出席とみなす。総会および評議員会の委任状は大会長が、理事会の委任状は理事長が集める。

## 第 6 章 学 術 集 会

- 第 27 条 本会は、次の学術集会を開催する。
- (1) 全国集会 年 1 回
  - (2) その他理事会が必要と認めた集会
2. 学術集会（全国集会）における第 1 発表者は、原則として会員に限る。会員以外の者による発表は会長の許可ある場合のみとする。

## 第 7 章 会 計

- 第 28 条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれを支弁する。
- 第 29 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日をもって終わる。
- 第 30 条 本会の予算及び決算は、評議員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

## 第 8 章 雑 則

- 第 31 条 この会則の改正は、評議員会の議を経て総会の承認を得なければ、行うことができない。
- 第 32 条 この会則の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を得て、別に定める。

### 附 則

この会則は、昭和 54 年 7 月 12 日から施行する。

1993 年 7 月 22 日一部改正

1994 年 7 月 15 日一部改正

1996 年 7 月 26 日一部改正 ただし、前 2 条については 1997 年 1 月 1 日から施行する。

2003 年 7 月 3 日一部改正

2005 年 7 月 15 日一部改正

2007 年 7 月 8 日一部改正

2011 年 7 月 23 日一部改正

2013 年 7 月 22 日一部改正

日本先天異常学会 会費 内規

第 1 条 本会の会費は、次の各号に定める額とする。

- (1) 国内普通会員 年額 10,000 円
- (2) 評議員 年額 13,000 円
- (3) 学生会員 年額 3,000 円
- (4) 国外普通会員 年額 5,000 円
- (5) 賛助会員 年額 50,000 円（1 口）以上

第 2 条 この内規の改正は、評議員会の議により行うものとする。

附 則

この内規は、1991 年 1 月 1 日から施行する。

2003 年 7 月 3 日一部改正

2005 年 7 月 15 日一部改正

2013 年 7 月 22 日一部改正

## 日本先天異常学会評議員選挙内規

- 第 1 条 評議員の選挙については、日本先天異常学会会則に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。
- 第 2 条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。
2. 選挙管理委員会は、理事長が国内普通会员のうちから委嘱する 4 名の委員をもって組織する。
3. 選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定める。
- 第 3 条 評議員の選挙権を有する者は、選挙告示の日に現に国内普通会员で、選挙実施年度の前年度までの会費を完納した者とする。
2. 評議員の被選挙人資格は、前項に規定する選挙権を有し、かつ選挙告示の日に 5 年以上の普通会员歴を有する者とする。
- 第 4 条 評議員は、次の各地区ごとに当該地区内の国内普通会员のうちから互選するものとする。
- |         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 北海道地区   | 北海道                                 |
| 東北地区    | 青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県             |
| 関東地区    | 群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県        |
| 中部地区    | 山梨県、新潟県、富山県、岐阜県、長野県、静岡県、愛知県、石川県、福井県 |
| 近畿地区    | 三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県        |
| 中国・四国地区 | 鳥取県、岡山県、広島県、島根県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県 |
| 九州・沖縄地区 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県    |
- 第 5 条 選挙人及び被選挙人の所属する地区区分は、選挙告示現在の主たる勤務地による。ただし、現に勤務していない者については、住所による。
- 第 6 条 各地区の評議員数は、その地区の普通会员 10 名ごとに 1 名の割合とし、端数を生じた場合は、四捨五入した数とする。
- 第 7 条 選挙は、数名連記無記名の郵送投票により行う。
2. 各地区ごとに連記する人数は、前条の規定により評議員の定数が 4 名以下の場合には定数、5 名以上 9 名以下の場合には 5 名、10 名以上の場合には 10 名とする。
- 第 8 条 選挙の日程及び投票用紙の様式は、選挙管理委員会が、理事長に承認を得て決定する。
- 第 9 条 各有権者は、選出しようとする者を所定の投票用紙に自ら記載して、選挙管理委員会の指定する場所に投票締切日までに到着するよう直接本人から郵送しなければならない。
- 第 10 条 開票は、投票締切日から 1 週間以内に選挙管理委員会が行う。
- 第 11 条 次の投票は、無効とする。
- (1) 正規の用紙を用いないもの。
  - (2) 所定の連記人数を超える氏名を記入したもの。
  - (3) 投票締切日までに到着しなかったもの。
  - (4) 郵送されなかったもの。
  - (5) 所定の事項以外の事項を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 第 12 条 次の各号のいずれかに該当するものを含む投票は、その部分についてのみ投票を無効とし、他の部分については有効とする。
- (1) その記載が誰を選出しようとするものか確認しがたいもの。

(2) 被選挙権のない者の氏名を記載したもの。

(3) 同一氏名を重複して記載したもの、ただし、1名は有効とする。

第13条 当選人の決定に当たっては、各地区ごとの有効投票の得票数の多い者から順次当選人とする。

2. 当選人の決定に当たり得票数が同じであるときは、選挙管理委員会において委員長が抽選により決定する。

第14条 当選人が評議員就任を辞退した場合には、次点者を繰り上げる。次点者が2名以上あるときは、選挙管理委員会において委員長が抽選により決定する。

2. 前項以外の事由により評議員に欠員が生じた場合には、補充は行わない。

第15条 選挙管理委員会は、当選人の決定後直ちに当選人を理事長に報告し、選挙に関する疑義がなければ解散する。

第16条 選挙の実施に関し疑義を生じた場合には、選挙管理委員会が審議し、決定する。

第17条 この内規の改正は、評議員会の議によって行うものとする。

附 則

この内規は、昭和54年7月12日から施行する。

2003年7月3日一部改正

2005年7月15日一部改訂

2008年6月28日一部改訂

## 日本先天異常学会理事会選挙内規

- 第 1 条 理事の選挙については、日本先天異常学会会則に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。
- 第 2 条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。
- 2 . 選挙管理委員会は、理事長が国内普通会员のうちから委嘱する 4 名の委員をもって組織する。
- 3 . 選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定める。
- 第 3 条 理事の被選挙権を有する者は、投票締切日現在において満 65 歳未満の評議員とする。
- 2 . 被選挙権者の認定は、選挙管理委員会が行う。
- 第 4 条 選挙の日程及び投票用紙の様式は、選挙管理委員会が、理事長の承認を得て決定する。
- 第 5 条 選挙による理事の定数は、6 名とする。
- 第 6 条 選挙は、6 名連記無記名の郵送投票により行う。
- 第 7 条 各有権者は、選出しようとする者を所定の投票用紙に自ら記載して、選挙管理委員会の指定する場所に投票締切日までに到着するよう直接本人から郵送しなければならない。
- 第 8 条 開票は、投票締切日から 1 週間以内に選挙管理委員会が行う。
- 第 9 条 次の投票は、無効とする。
- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 所定の連記人数を超える氏名を記入したもの。
- (3) 投票締切日までに到着しなかったもの。
- (4) 郵送されなかったもの。
- (5) 所定の事項以外の事項を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りではない。
- 第 10 条 次の各号のいずれかに該当するものを含む投票は、その部分についてのみ投票を無効とし、他の部分については有効とする。
- (1) その記載が誰を選出しようとするものか確認しがたいもの。
- (2) 被選挙権のない者の氏名を記載したもの。
- (3) 同一氏名を重複して記載したもの。ただし、1 名分は有効とする。
- 第 11 条 当選人の決定に当たっては、有効投票の得票数の多い者から順次に当選人とする。
- 2 . 当選人の決定に当たり得票数が同じであるときは、選挙管理委員会において委員長が抽選により決定する。
- 第 12 条 当選人が理事就任を辞退した場合には、次点者を繰り上げる。次点者が 2 名以上あるときは、選挙管理委員会において委員長が抽選により決定する。
- 2 . 前項以外の事由により理事に欠員が生じた場合には、選挙による補充は行わない。
- 第 13 条 選挙管理委員会は、当選人の決定後直ちに当選人を理事長に報告し、選挙に関する疑義がなければ解散する。
- 第 14 条 選挙の実施に関し疑義を生じた場合には、選挙管理委員会が審議し、決定する。
- 第 15 条 この内規の改正は、評議員会の議により行うものとする。

### 附 則

この内規は、昭和 54 年 7 月 12 日から施行する。

2003 年 7 月 3 日一部改正

## 日本先天異常学会奨励賞選考内規

- 第 1 条 日本先天異常学会会則第 4 条第 4 号の規定に基づく事業として日本先天異常学会奨励賞（以下「奨励賞」という。）を制定する。
2. 奨励賞は、先天異常学の進歩に寄与する優れた研究業績を挙げ、かつ、先天異常学の研究者として将来の発展が期待される者に対して授与する。
- 第 2 条 授賞候補者は、本会の普通会員または学生会員であって、授賞年の 1 月 1 日において 45 歳に達していない者とする。
2. 授賞候補者は、授賞の前年 12 月 31 日において会員歴が 2 年を経過していなければならない。
- 第 3 条 授賞選考の対象となる研究論文（原著）は、次の各号に掲げる条件すべてを満たしていなければならない。
- 一 授賞候補者が筆頭著者として *Congenital Anomalies*、もしくは他の学術誌に掲載済みのものであること。ただし、他誌に掲載された研究論文で応募する場合、授賞後原則 2 年以内に総説または原著として *Congenital Anomalies* に投稿すること。また、授賞候補者は、当該研究論文を推薦されることについて共著者の同意を得なければならない。
- 二 授賞の前年 12 月 31 日以前の 2 年以内に公表されたものであること。
- 三 授賞候補者が本会の学術集会において筆頭で自らが発表した研究内容に関連するものであること。
- 第 4 条 本会に、授賞候補者を選考するため、日本先天異常学会奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
2. 選考委員会については、別に定める。
- 第 5 条 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、審議の上、受賞者を決定する。
- 第 6 条 奨励賞は、賞状及び副賞とし、学術集会において理事長が授与する。
- 第 7 条 授賞は、毎年 3 名以内とする。
- 第 8 条 奨励賞に係る経費は、一般会計から支出する。
- 第 9 条 この内規を改正しようとするときは、あらかじめ評議員会の議を経るものとする。
- 第 10 条 この内規の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が定める。

### 附 則

この内規は、平成元年 7 月 14 日から施行する。

2003 年 7 月 3 日一部改正

2005 年 7 月 15 日一部改正

2006 年 6 月 30 日一部改正

2010 年 7 月 9 日一部改正

2015 年 7 月 26 日一部改正

2016 年 7 月 30 日一部改正



## 日本先天異常学会奨励賞選考委員会細則

- 第 1 条 日本先天異常学会奨励賞授与内規第 4 条の規定に基づく日本先天異常学会奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）については、この細則の定めることによる。
- 第 2 条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。
- 2 . 委員は、理事会において普通会员の中から選出し、理事長が委嘱する。
- 第 3 条 委員の任期は、2 年とし、1 年ごとに委員の半数を改選する。
- 第 4 条 委員会に委員長を置く。
- 2 . 委員長は、委員の互選により、任期は、1 年とする。
- 第 5 条 委員会は、評議員に授賞候補者の推薦を依頼するものとする。
- 2 . 評議員が推薦できる授賞候補者の数は、評議員 1 名につき 1 名とする。この場合において、評議員は、自らを推薦することができない。
- 3 . 推薦しようとする評議員は、委員会の定めた書式により、委員会に推薦するものとする。
- 第 6 条 委員会は、前条の規定により推薦された者のうちから、第 1 次授賞候補者 5 名以内を選考する。
- 2 . 委員会は、第 1 次授賞候補者のうちから投票により、第 2 次授賞候補者 3 名以内を選考し、その結果を理事会に報告しなければならない。
- 第 7 条 この細則を改正しようとするときは、あらかじめ理事会の議を経るものとする。
- 附 則
- 1 . この細則は、平成元年 7 月 14 日から施行する。
- 2 . この細則による第 1 期の委員のうち、その半数の者の任期は、1 年とし、その委員は、理事会が定める。
- 2005 年 7 月 15 日一部改正  
2006 年 6 月 30 日一部改正

## 日本先天異常学会名誉会員推薦内規

- 第 1 条 名誉会員の推薦については、日本先天異常学会会則に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。
- 第 2 条 名誉会員に推薦される者は、原則として次の各号のすべてに該当するものとする。
- (1) 年齢 70 歳以上
  - (2) 普通会员歴 25 年以上、ただし功労会員歴も加算できる。
  - (3) 会長、理事・監事（10 年以上）、あるいは評議員（20 年以上）を務めた者
  - (4) 日本先天異常学会の発展に特に貢献があり、かつ先天異常学の進歩に著しく寄与した者
2. 理事会が特に必要と認めた者は、前項の規定にかかわらず、推薦されることがある。
3. 国外会員については別に考慮する。
- 第 3 条 名誉会員推薦委員会（以下委員会）を設ける。
2. 委員は 3 名とし、理事の互選とする。
  3. 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
  4. 委員長は委員の互選とする。
- 第 4 条 委員会は名誉会員の該当者の有無および該当者の功績等を調査し、理事会に名誉会員候補者案を提出する。
- 第 5 条 理事会は委員会から提出された名誉会員候補者のうちから推薦の有無を決定する。
- 第 6 条 名誉会員の推薦は、評議員会および総会の承認をうけなければならない。
- 第 7 条 緊急やむをえない場合には、理事会の議により名誉会員を推薦することができる。この場合にはその直後の評議員会及び総会に報告し、承認をうけなければならない。
- 第 8 条 この内規の改正は、評議員会の議を経るものとする。
- 第 9 条 この内規の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が定める。

### 附 則

この内規は、1997 年 7 月 15 日から施行する。

2003 年 7 月 3 日一部改正

## 日本先天異常学会功労会員推薦内規

- 第 1 条 功労会員の推薦については、日本先天異常学会会則に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。
- 第 2 条 功労会員に推薦される者は、原則として次の各号のすべてに該当するものとする。
- (1) 年齢 65 歳以上
  - (2) 普通会员歴 20 年以上
  - (3) 会長、理事（6 年以上）、監事（6 年以上）、あるいは評議員（15 年以上）を務めた者
2. 理事会が特に必要と認めた者は、前項の規定にかかわらず、推薦されることがある。
3. 国外会員については別に考慮する。
- 第 3 条 功労会員推薦委員会（以下委員会）を設ける。
2. 委員は 3 名とし、理事の互選とする。
  3. 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
  4. 委員長は委員の互選とする。
- 第 4 条 委員会は功労会員の該当者の有無および該当者の功績等を調査し、理事会に功労会員候補者案を提出する。
- 第 5 条 理事会は委員会から提出された功労会員候補者のうちから推薦の有無を決定する。
- 第 6 条 功労会員の推薦は、評議員会および総会の承認をうけなければならない。
- 第 7 条 緊急やむをえない場合には、理事会の議により功労会員を推薦することができる。この場合にはその直後の評議員会及び総会に報告し、承認をうけなければならない。
- 第 8 条 この内規の改正は、評議員会の議を経るものとする。
- 第 9 条 この内規の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、理事長が定める。

### 附 則

この内規は、1998 年 7 月 23 日から施行する。

2003 年 7 月 3 日一部改正

## 日本先天異常学会国際学術交流基金運用内規

第 1 条 国際学術交流基金の運用については、この内規の定めるところによる。

第 2 条 会長は、学術集会（全国集会）に海外の研究者を講師として招聘する場合にあって招聘される講師が以下の各号を満たす場合は、必要経費として旅費及び宿泊費を本会に申請することができる。

(1) 国内研究者との活発な議論を目的とすること。

(2) 対象とする海外研究者は、原則として若手研究者であること。

第 3 条 本会は、当該申請について理事会で議論し、承認を与えた場合は単年度当たり 1,000,000 円を上限として国際学術交流基金より当該費用を支出する。会長は、旅費及び宿泊費の証憑類を理事会に提出しなければならない。

第 4 条 この内規の改正は、理事会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、2015 年 12 月 20 日から施行する。